政　令

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十五号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五十六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項、第二項及び第四項各号並びに第三条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第二項、第三項及び第五項、第八条第一項並びに別表の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第五条）
第二章　経過措置（第六条―第十二条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本人特定事項」、「本人確認」、「特定受任行為の代理等」、「代表者等」、「本人確認記録」又は「疑わしい取引の届出」を「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」に、「第二条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第九条第二項」を「第二条各項、第四条第六項、第八条第二項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に、「本人特定事項、本人確認、特定受任行為の代理等、代表者等、本人確認記録又は疑わしい取引の届出」を「代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第二項第三十四号」を「第二条第二項第三十七号」に改める。

第四条中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改める。

第五条中「第四条第一項」を「第二条第三項」に改める。

第六条を削る。

第七条中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同条第一号中「第十九号」を「第二十号」に、「同項第二十号」を「同項第二十一号」に、「同項第二十一号、第二十三号、第二十六号、第三十号及び第三十一号の二」を「同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号」に改め、同条第七号中「第二条第二項第二十号」を「第二条第二項第二十一号」に改め、同条第八号中「第二条第二項第二十二号」を「第二条第二項第二十三号」に改め、同条第九号中「第二条第二項第二十四号」を「第二条第二項第二十五号」に改め、同条第十一号中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同条第十二号中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に改め、同条第十三号中「第二条第二項第二十八号の二」を「第二条第二項第三十号」に改め、同条第十四号中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十一号」に改め、同条第十五号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改め、同条第十六号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十五号」に改め、同条第十七号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあっては、」及び「及び本人確認済みの顧客等との取引」を削り、同項第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同号タ中「利札の受払いをする取引」の下に「（本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。）」を加え、同号レ中「第二十八号の二」を「第三十号」に改め、同号ヰを削り、同項第二号から第六号までを次のように改める。

二　法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項　同項に規定する賃貸借契約の締結

三　法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

四　法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項　同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五　法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項　その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

六　法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項　同項に規定する契約の締結

第八条を第七条とする。

第九条第一項から第三項までの規定中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同条第四項中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、第四号ホを削り、同号へ中「（整備法）」を「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）」に、「、整備法」を「、同法」に改め、同号へを同号ホとし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。